

湘南西部保健福祉圏域障害者差別解消支援地域協議会の取組みについて

湘南西部保健福祉圏域障害者差別解消支援
地域協議会事務局（平塚市福祉総務課）

1 地域協議会の設置まで

湘南西部保健福祉圏域障害者差別解消支援地域協議会（以下、地域協議会という）を設置するまでの経過などは、次のとおりです。

（湘南西部保健福祉圏域について）

- 湘南西部保健福祉圏域（以下、湘南西部圏域という）は、神奈川県ほぼ中央に位置しています。
- 圏域に含まれる市町は、平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町の3市2町です。
- 人口は、約587,000人です。

（内閣府のモデル事業について）

- 湘南西部圏域では、障害者差別をなくすための取組みを平成27年度に始めたばかりでした。
- そこで、障害者差別解消法の準備も、一緒にできることは3市2町で一緒に進めることにしました。
- そのため、地域協議会についても3市2町が共同で置くことにしました。
- 地域協議会を共同で置くのは全国で初めてだったので、内閣府のモデル事業となりました。内閣府のモデル事業は、平成27年4月から平成28年3月まで実施しました。
- 平成28年4月からは、正式な地域協議会となりました。

（地域協議会のメンバーや組織について）

- 地域協議会を1から作るのは大変だったので、前からあった「自立支援協議会」という会議を使うことにしました。
- 地域協議会のメンバーは、障害のある人や家族、国の機関（ハローワーク）、県の機関（障害福祉課）、教育関係（特別支援学校）、福祉関係（障害福祉事業所など）、社会福祉協議会、市町の行政などです。
- 地域協議会は年3回の開催で少ないので、ワーキングチームで細かい話し合いをしました。

- 平成27年度は、協議会を3回、ワーキングチームを5回開きました。

(平成27年度に話し合ったことについて)

- 平成27年度は、28年4月から差別解消法が始まるので、法律を実施するための準備を中心に話し合いました。
- 話し合った内容は、次のとおりです。
 - 1 障害者差別に関するアンケートについて
 - 2 3市2町の職員向けの行動マニュアル(職員対応要領)の作成について
 - 3 障害者差別に関する相談の仕組みについて
- 27年度の話し合いの結果、28年度は、特にアンケートのことで相談体制のことを話し合うことにしました。

2 地域協議会の平成28年度の取組み

平成27年度における地域協議会の議論を踏まえた、28年度の主な取組みは次のとおりです。

(会議の開催について)

- 12月までに、地域協議会を2回、ワーキングチームを2回開きました。
- 1回目の地域協議会は、7月21日(木)に開催しました。次のことを話し合いました。
 - 1 モデル事業ではなく正式な地域協議会となるための手続きについて(参考資料1・2)
 - 2 アンケートの取りまとめ状況について
 - 3 障害者差別に関する相談体制の仕組みについて
 - 4 平成28年度の取組みについて
- 2回目の地域協議会は、10月20日(木)に開催しました。次のことを話し合いました。
 - 1 アンケートの取りまとめ(中間報告)について(参考資料3)
 - 2 平成28年度の障害者差別解消フォーラムについて
 - 3 障害者差別に関する相談の仕組みについて

(アンケートについて)

- 平成28年度は、障害者差別に関するアンケートや、相談の仕組みなどについて話し合っています。

- アンケートについては、まだ取りまとめの途中です。しかし、とても驚く結果が出てきました。
- 障害のある人へ「差別を受けたと感じたことがありますか」と聞いたところ、66%の人が「ない」と答えました。また、12%の人が「分からない」と答えました。
- ところが、同じ質問を一般の人である事業者へ聞いたところ、57%の人が「ある」「少しはある」と答えました。
- 湘南西部圏域では、障害のある人は「差別がない」と感じていることが多く、一般の人は「差別がある」と感じていることが多いことが分かりました。

(相談の仕組みについて)

- 相談の仕組みについては、取組みが進んでいる他の地域を真似して考えることにしました。
- 障害のある人から見て、どのような流れで相談が進んでいくのか、分かりやすくすることが大切です。

(差別解消フォーラムについて)

- 昨年度は内閣府と共同開催した「フォーラム」を、今年度も開催します。できるだけ毎年開催したいと考えています。
- 今回は、地元の会社から、実際の取組みを報告してもらう予定です。

3 平成29年度に向けての課題など

地域協議会における平成29年度以降の取組み予定や課題などは、次のとおりです。

(協議会の開き方について)

- 28年度までは、「自立支援協議会」という会議を使うことにしましたが、少し人数が多いかも知れません。(参考資料4)
- そこで、29年度以降は地域協議会として独立することも考えます。
- また、地域協議会の事務局は3市2町で順番に担当します。担当する役所が変わっても、スムーズに会議が開かれるようにする必要があります。

(障害のある人向けの説明会などについて)

- アンケートの結果、障害のある人は「差別がない」と感じていることが多いことが分かりました。また、差別があるのかどうか「分からない」人もい

ることが分かりました。

- 実際に、湘南西部圏域では、まだ障害者差別に関する相談がほとんどありません。
- しかし、これは障害のある人が我慢している可能性があります。また、障害者差別のことを良く分かっていない可能性もあります。
- そこで、平成29年度には、障害のある人向けの説明会などを開いて障害者差別について理解できるように取り組む必要があります。

(相談の仕組みについて)

- 相談の仕組みは、平成28年度中にスタートする予定です。
- まずは相談の仕組みをスタートさせて、実際の相談が入ったところで不具合を検証して、悪いところを直していきます。

以上で、湘南西部保健福祉圏域障害者差別解消支援地域協議会の取組みを終わります。

地域協議会の正式設置・設置運営会長決定について

1 地域協議会の正式設置について

湘南西部保健福祉圏域においては、平成27年度に内閣府が主催する障害者差別解消支援地域協議会（以下、地域協議会とします）のモデル事業を実施したことから、地域協議会の組織体制や会長、副会長の選出などについてはご了承をいただいております。しかし、4月に障害者差別解消法が施行され、モデル事業が27年度をもって終了となったため、今後は法の規定に基づいて正式に地域協議会を設置する必要が生じました。

また、地域協議会は複数の市町が参画していることから、市町ごとに設置・運営に関する規則や要綱を制定するのではなく、協議会の運営に関する定めであるという特性を踏まえ、協議会の会長が設置・運営に関する指針を決定する位置付けとします。

2 会長決定について

会長決定の全文は、「資料2」のとおりです。ここでは、主な内容をご案内いたします。

- 決定日は今年4月1日とする。
- 地域協議会は、湘南西部圏域における障害者差別の解消に向け、関係機関が行う相談及び事例の収集等を踏まえた取組を効果的かつ円滑に行うため設置するもの。
- 具体的な取組みは次の5点。
 - (1) 障害者差別に関する実態把握に係る事項
 - (2) 障害者差別に関する相談体制の構築及び紛争の防止、解決に資する取組み等に係る事項
 - (3) 障害者差別に関して活用可能な相談機関等、障害者差別の解消に資する社会資源の掘り起こしなどに係る事項
 - (4) 法第7条第2項及び第8条第2項に規定される合理的配慮の提供等、障害者差別の解消に資する取組み等の広報周知に係る事項
 - (5) その他、障害者差別の解消に必要と認められる事項
- 地域協議会の委員は40名以内。圏域自立支援協議会の委員を基礎に、会長が就任依頼する。
- 地域協議会の会議は圏域自立支援協議会と連携して開催する。

- 会議は原則として公開するが、個人情報等を扱う際は非公開も可能。委員には守秘義務を課す。
- 事務局は輪番制。平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町の順番。

3 協議会委員名簿について

地域協議会本設置に伴う委員名簿については、「資料3」のとおりです。基本的には昨年度と変更ありませんが、人事異動等の状況を反映させたものになっています。また、神奈川県障害福祉課についてはモデル事業への参画だったことから、今年度からは外れています。

以 上

湘南西部保健福祉圏域障害者差別解消支援地域協議会設置・運営指針（案）

平成28年4月1日
協議会会長決定

（目的）

第1条 この指針は、湘南西部保健福祉圏域（以下、圏域という。）における障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下、法という。）第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会の設置及び運営について定める。

（設置）

第2条 圏域における障害を理由とする差別（以下、障害者差別という。）の解消に関し、関係機関が行う相談及び事例の収集等を踏まえた取組を効果的かつ円滑に行うため、湘南西部保健福祉圏域障害者差別解消支援地域協議会（以下、地域協議会という。）を設置する。

（協議事項）

第3条 地域協議会は、圏域における障害者差別の解消に資するため、次に掲げる事項を協議する。

- （1）障害者差別に関する実態把握に係る事項
- （2）障害者差別に関する相談体制の構築及び紛争の防止、解決に資する取組み等に係る事項
- （3）障害者差別に関して活用可能な相談機関等、障害者差別の解消に資する社会資源の掘り起こしなどに係る事項
- （4）法第7条第2項及び第8条第2項に規定される合理的配慮の提供等、障害者差別の解消に資する取組み等の広報周知に係る事項
- （5）その他、障害者差別の解消に必要と認められる事項

（組織）

第4条 地域協議会は、湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会（以下、圏域自立支援協議会という。）との連携を図るため、圏域自立支援協議会の組織を基礎として40名以内で組織する。

(委員)

第5条 地域協議会の委員は、法第17条の規定を踏まえ、圏域自立支援協議会の委員を基礎として、次に掲げる者のうちから地域協議会の会長（以下、会長という。）が就任要請する。

- (1) 障害者もしくは障害者団体等が推薦する者
 - (2) 障害者支援事業に従事する者
 - (3) 障害者の就労支援に従事する者
 - (4) 圏域内の特別支援学校の代表者
 - (5) 圏域内の市町社会福祉協議会の代表者
 - (6) 圏域内の市町が設置する自立支援協議会もしくは自立支援協議会に相当する協議組織の代表者
 - (7) 神奈川県及び圏域市町の関係者
 - (8) 圏域自立支援協議会事務局の代表者
- 2 会長は、委員のほかにオブザーバーの参加を認めることができる。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の指名期間は、前任者の残期間とする。
- 4 委員の再任は、これを妨げない。
- 5 委員に対する報酬や交通費等は支弁しないものとする。

(会長等)

第6条 地域協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第7条 地域協議会の会議は、圏域自立支援協議会との連携を基礎として、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員がやむを得ない理由のため会議に出席できない場合には、当該委員の指名による代理人を出席させることができる。
- 4 会長は、必要に応じて会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 地域協議会の会議は、原則として公開とする。

- 2 ただし、会議において個人情報及び法人（事業者）の内部情報等を取り扱う場合には、会長の判断により非公開とすることができる。
- 3 第9条第1項に規定する事務局は、地域協議会の開催2週間前を目途として、開催日時、会場、主な議題、公開非公開の別などを広報する。

(守秘義務)

第9条 地域協議会の委員は、個人情報や法人、事業者の内部情報等、地域協議会へ参画したことにより知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、委員を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 地域協議会の事務局は、圏域を構成する平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町が建制順に担当し、法の所管部署が庶務を処理する。

- 2 事務局の庶務遂行に際しては、圏域自立支援協議会との連携を図るため、圏域自立支援協議会事務局と密に連携を図るものとする。
- 3 事務局の担当期間は、毎年4月を起点として1年間とする。

(委任)

第11条 この指針に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、事務局と調整の上で会長が定める。

附則

- 1 この指針は、平成28年4月1日から施行する。

障害者差別実態把握アンケート・ヒアリングについて

湘南西部保健福祉圏域障害者差別解消支援地域協議会では、障害者差別解消法（以下、差別解消法という。）の施行に伴い、まずは障害を理由とする差別的取扱いや合理的配慮の不提供（以下、障害者差別という。）の実態把握を行うことが重要との認識に基づき、障害のある人や児童あるいはその家族等（以下、障害者という。）と企業等の事業者に対してアンケートやヒアリングを実施しました。

アンケートの実施状況や回答の傾向、ヒアリングの概要、アンケートやヒアリングを通じて分析された方向性などについて、次のとおり報告いたします。

1 障害者へのアンケート実施状況

（実施主体）

湘南西部保健福祉圏域（平塚市・秦野市・伊勢原市・大磯町・二宮町）の市町（対象）

（1）圏域市町在住の障害者及び障害児の保護者（障害者本人による回答が困難な場合は家族等が本人に代わって回答）

（2）圏域市町に主たる事業所を有する民間事業者

（実施期間）

平成28年2月から9月（一部で未実施あり）

（送付・回収状況）

アンケートの送付、回収状況は次のとおり。なお、アンケートの送付数については概数となります。

（障害者向け）

市町名	通常版			分かりやすい版		
	送付	回収	回収率	送付	回収	回収率
平塚市	100	19	19%	200	64	32%
秦野市	——	——	——	86	49	57%
伊勢原市	——	——	——	520	272	52%
大磯町	500	224	45%	——	——	——
二宮町	1,079	551	51%	166	52	31%

※ 秦野市、伊勢原市については、すべてのアンケートを分かりやすい版で実施

※ 大磯町については、すべてのアンケートを通常版で実施

(事業者向け)

市町名	送付	回収	回収率
平塚市	418	69	16.5%
秦野市	実施の調整に時間を要し、今回の集計には含んでいません		
伊勢原市	350	50	14.2%
大磯町	651	96	14.7%
二宮町	486	98	20.1%

(報告書における表記)

本報告書では、集計結果の数値を、特に断りのないかぎり、小数点以下第1位で四捨五入します。そのため、各回答の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答の設問については、回答比率の合計が100%を超えることがあります。

なお、設問によっては回答されていないものもあることから、設問ごとに回答総数が回収総数と一致しない場合もあります。

2 設問別の調査結果 (障害者向け)

(通常版)

問1 あなたは、障害があることを理由に差別されたと感じたことはありますか (1つだけマルをしてください)

1 ある / 2 少しはある / 3 ない / 4 わからない

(わかりやすい版)

問1 あなたは、自分が障がい者だからという理由でお店に入れてもらえなかったり、他の人とは違う扱いをされたこと (差別されたと感じたこと) はありますか (1つだけマルをしてください)

1 ある / 2 少しはある / 3 ない / 4 わからない

回答の件数・割合

回答選択肢	件数	割合
1 ある	139件	11.6%
2 少しはある	125件	10.4%
3 ない	791件	66.0%
4 わからない	144件	12.0%
総計	1,199件	

回答の件数・市町ごと

回答選択肢	市町ごとの件数				
	平塚	秦野	伊勢原	大磯	二宮
1 ある	15件	3件	20件	40件	61件
2 少しはある	14件	3件	26件	22件	60件
3 ない	50件	31件	201件	119件	390件
4 わからない	3件	11件	23件	41件	66件

障害があることを理由に差別されたと感じたことが「ない」と回答した人が全体の66%近くを占め、「ある」「少しはある」と回答した人(合計で約22%)を大きく上回っています。この傾向は市町ごとに見ても同様となっています。

(通常版)

- 問2 障害を理由とする差別が行われている場合、差別を行っている人の意識についてどう思いますか（1つだけマルをしてください）
- 1 意識的に行われている差別が多いと思う
 - 2 どちらかという、意識的に行われている差別が多いと思う
 - 3 どちらかという、無意識に行われている差別が多いと思う
 - 4 無意識に行われている差別が多いと思う
 - 5 わからない

(わかりやすい版)

- 問2 あなたは、障害のある人を差別する人は、わざとやっていると思いますか（1つだけマルをしてください）
- 1 わざとやっていると思う
 - 2 どちらかという、わざとやっていると思う
 - 3 どちらかという、わざとではないと思う
 - 4 わざとではないと思う
 - 5 わからない

回答の件数・割合

回答選択肢	件数	割合
1 意識的に行われている差別が多いと思う（わざとやっていると思う）	118件	10.8%
2 どちらかという、意識的に行われている差別が多いと思う（どちらかという、わざとやっていると思う）	147件	13.5%
3 どちらかという、無意識に行われている差別が多いと思う（どちらかという、わざとではないと思う）	268件	24.6%
4 無意識に行われている差別が多いと思う（わざとではないと思う）	222件	20.4%
5 わからない	334件	30.7%
総計	1,089件	

回答の件数・市町ごと

回答選択肢	市町ごとの件数				
	平塚	秦野	伊勢原	大磯	二宮
1 意識的	14件	1件	32件	22件	49件
2 どちらかとい うと意識的	7件	8件	35件	31件	66件
3 どちらかとい うと無意識	34件	15件	49件	47件	123件
4 無意識	33件	8件	71件	38件	72件
5 わからない	15件	17件	67件	60件	175件

本設問は回答が割れていますが、「わからない」と回答した人が約31%と一番多くなっています。障害者差別が意識的かどうかについては、「意識的」「どちらかという意識的」と回答した人が約24%であるのに対し、「無意識」「どちらかという無意識」と回答した人が約45%となっており、無意識のうちに障害者差別をしていると感じている人の比率が高くなっています。

(通常版)

問3 企業や公共機関などがスロープを設置したり点字や手話などで情報を提供したりするなどの様々な配慮や工夫を行わないことは、過重な負担となる場合を除けば「障害を理由とする差別」にあたると思いますか（1つだけマルをしてください）

- 1 差別にあたると思う
- 2 どちらかといえば、差別にあたると思う
- 3 どちらかといえば、差別にあたるとは思わない
- 4 差別にあたるとは思わない
- 5 どちらとも言えない

(わかりやすい版)

問3 あなたは、役所やお店などが、障害のある人へ簡単なお手伝いをしないことは、差別だと思いますか（1つだけマルをしてください）

- 1 差別だと思う
- 2 どちらかという、差別だと思う
- 3 どちらかという、差別だとは思わない
- 4 差別だとは思わない
- 5 わからない

回答の件数・割合

回答選択肢	件数	割合
1 差別にあたると思う（差別だと思う）	161件	14.5%
2 どちらかといえば、差別にあたると思う（どちらかという、差別だと思う）	226件	20.3%
3 どちらかといえば、差別にあたるとは思わない（どちらかという、差別だとは思わない）	173件	15.5%
4 差別にあたるとは思わない（差別だとは思わない）	329件	29.5%
5 どちらとも言えない（わからない）	225件	20.2%
総計	1,114件	

回答の件数・市町ごと

回答選択肢	市町ごとの件数				
	平塚	秦野	伊勢原	大磯	二宮
1 差別に当たる	19件	3件	19件	32件	88件
2 どちらかといえ ば差別に当たる	14件	5件	38件	53件	116件
3 どちらかといえ ば差別に当たるとは思 わない	18件	12件	61件	16件	66件
4 差別に当たるとは思 わない	16件	13件	102件	59件	139件
5 どちらとも言 えない	13件	13件	40件	43件	116件

過重な負担がない前提における合理的配慮や環境整備の実施を行わないとしても「差別に当たるとは思わない」と回答した人が約30%でもっとも多くなっていますが、どの回答も一定の比率を示しています。

特に、合理的配慮や環境整備の実施をしなかったとしてそれが差別に当たるかどうかについては、「差別に当たる」「どちらかといえば差別に当たる」と回答した人と「差別に当たるとは思わない」「どちらかといえば差別に当たるとは思わない」と回答した人がいずれも約35%となっており、意見が二分されている状況です。

(通常版)

問4 企業や公共機関などが障害のある顧客・利用者や従業員などのためにスロープを設置したり点字や手話などで情報を提供したりするなどの様々な配慮を行うことについてどう思いますか（1つだけマルをしてください）

- 1 積極的に行うべきであると思う
- 2 過度な負担とならないように考慮して行うべきであると思う
- 3 行う必要はないと思う

(わかりやすい版)

問4 あなたは、役所やお店などに、障害のある人へ簡単なお手伝いをして欲しいと思いますか（1つだけマルをしてください）

- 1 して欲しいと思う
- 2 大変でなければして欲しいと思う
- 3 しなくてもいいと思う

回答の件数・割合

回答選択肢	件数	割合
1 積極的に行うべきであると思う（して欲しいと思う）	473件	43.0%
2 過度な負担とならないように考慮して行うべきであると思う（大変でなければして欲しいと思う）	531件	48.3%
3 行う必要はないと思う（しなくてもいいと思う）	96件	8.7%
総計	1,100件	

回答の件数・市町ごと

回答選択肢	市町ごとの件数				
	平塚	秦野	伊勢原	大磯	二宮
1 積極的に行うべき	40件	10件	70件	108件	245件
2 過度な負担とならないように考慮して行うべき	31件	24件	132件	88件	256件
3 行う必要はない	9件	8件	56件	5件	18件

企業や公共機関などが合理的配慮や環境整備の実施を「積極的に行うべき」「過度な負担とならないように考慮して行うべき」と回答した人が約91%を占め、ほぼ意見の一致を見ています。ただし、市町ごとに見た場合には伊勢原市がやや「行う必要はない」の回答が多くなっています。

(通常版)

問5 あなたは、周囲からの配慮や援助で助かったと思ったことはありますか。また、周囲に対して求めたい配慮や援助はありますか。(1つだけマルをしてください)

1 ある 2 少しはある 3 ない 4 わからない

※ 本項目のみ、通常版とわかりやすい版を分けて記載

回答の件数・割合

回答選択肢	件数	割合
1 ある	285件	39.1%
2 少しはある	100件	13.7%
3 ない	229件	31.4%
4 わからない	115件	15.8%
総計	729件	

回答の件数・市町ごと

回答選択肢	市町ごとの件数				
	平塚	秦野	伊勢原	大磯	二宮
1 ある	10件	—件	—件	73件	202件
2 少しはある	2件	—件	—件	26件	72件
3 ない	5件	—件	—件	59件	165件
4 わからない	2件	—件	—件	43件	70件

※ 秦野市、伊勢原市については、すべてのアンケートを分かりやすい版で実施

周囲からの配慮で助かったこと、あるいは周囲に対して求めたい配慮や援助の有無については、「ある」「少しはある」と回答した人が約53%となっており、過半数を占めています。しかし、「ない」と回答した人が約31%おり、さらに「わからない」と回答した人も約16%います。

(わかりやすい版)

- 問5 あなたは、まわりの人からのお手伝いで助かったと思ったことはありますか。(1つだけマルをしてください)
- 1 ある 2 少しはある 3 ない 4 わからない

※ 本項目のみ、通常版とわかりやすい版を分けて記載

回答の件数・割合

回答選択肢	件数	割合
1 ある	147件	35.5%
2 少しはある	55件	13.3%
3 ない	123件	29.7%
4 わからない	89件	21.5%
総計	414件	

回答の件数・市町ごと

回答選択肢	市町ごとの件数				
	平塚	秦野	伊勢原	大磯	二宮
1 ある	27件	14件	86件	—件	20件
2 少しはある	8件	7件	38件	—件	2件
3 ない	18件	11件	77件	—件	17件
4 わからない	8件	12件	59件	—件	10件

※ 大磯町については、すべてのアンケートを通常版で実施

本項目は「わかりやすい版」のみ集計しています。回答傾向は通常版と同様であり、「ある」「少しはある」と回答した人が約49%となっており、概ね半分を占める一方、「ない」と回答した人が約30%おり、さらに「わからない」と回答した人も約22%います。「わからない」と回答した人は通常版よりも比率が高くなっています。

問6 あなたは、まわりの人にして欲しいお手伝いがありますか。(1つだけマルをしてください)

1 ある 2 少しはある 3 ない 4 わからない

※ 本項目のみ、通常版とわかりやすい版を分けて記載

回答の件数・割合

回答選択肢	件数	割合
1 ある	82件	20.2%
2 少しはある	67件	16.5%
3 ない	153件	37.7%
4 わからない	104件	25.6%
総計	406件	

回答の件数・市町ごと

回答選択肢	市町ごとの件数				
	平塚	秦野	伊勢原	大磯	二宮
1 ある	13件	12件	46件	—件	11件
2 少しはある	8件	7件	44件	—件	8件
3 ない	21件	19件	99件	—件	14件
4 わからない	16件	10件	63件	—件	15件

※ 大磯町については、すべてのアンケートを通常版で実施

本項目も「わかりやすい版」のみ集計しています。回答傾向は通常版と異なり、「ある」「少しはある」と回答した人が約37%にとどまる一方、「ない」と回答した人が約38%となっており、さらに「わからない」と回答した人も約26%となっています。「ない」「わからない」と回答した人が通常版よりも高い比率になっているだけでなく、「わかりやすい版」の問5と比べても「ない」「わからない」と回答した人の比率が高くなっています。

3 設問別の調査結果（事業者向け）

問1 一般論として、障がいのある人に対して、障害を理由とする差別があると思いますか（1つだけマルをしてください）
1 ある 2 少しはある 3 ない 4 わからない

回答の件数・割合

回答選択肢	件数	割合
1 ある	90件	24.7%
2 少しはある	118件	32.3%
3 ない	68件	18.6%
4 わからない	89件	24.4%
総計	365件	

回答の件数・市町ごと

回答選択肢	市町ごとの件数				
	平塚	秦野	伊勢原	大磯	二宮
1 ある	15件	—件	11件	26件	38件
2 少しはある	31件	—件	12件	33件	42件
3 ない	4件	—件	16件	18件	30件
4 わからない	19件	—件	11件	18件	41件

障害を理由とする差別が「ある」「少しはある」と回答した事業者が約57%と大きく半数を超え、「ない」は約19%にとどまっています。障害当事者向けのアンケート結果とは対照的な結果となっています。一方、「わからない」と回答した事業者も約24%と一定の割合を占めています。

問2 障害を理由とする差別が行われている場合、差別を行っている人の意識についてどう思いますか（1つだけマルをしてください）

- 1 意識的に行われている差別が多いと思う
- 2 どちらかという、意識的に行われている差別が多いと思う
- 3 どちらかという、無意識に行われている差別が多いと思う
- 4 無意識に行われている差別が多いと思う
- 5 わからない

回答の件数・割合

回答選択肢	件数	割合
1 意識的に行われている差別が多いと思う	30件	8.3%
2 どちらかという、意識的に行われている差別が多いと思う	70件	19.4%
3 どちらかという、無意識に行われている差別が多いと思う	144件	40.0%
4 無意識に行われている差別が多いと思う	74件	20.6%
5 わからない	42件	11.7%
総計	360件	

回答の件数・市町ごと

回答選択肢	市町ごとの件数				
	平塚	秦野	伊勢原	大磯	二宮
1 意識的	5件	—件	1件	11件	13件
2 どちらかという意識的	10件	—件	11件	24件	25件
3 どちらかという無意識	30件	—件	15件	34件	65件
4 無意識	12件	—件	11件	18件	33件
5 わからない	12件	—件	8件	5件	17件

差別が行われている場合の意識については、「無意識」「どちらかという無意識」と回答した事業者が約61%となっており、これも大きく半数を超えて

います。一方で、「意識的」「どちらかという意識的」と回答した事業者も約28%おり、特に「どちらかという意識的」の回答が約19%となっています。

問3 企業や公共機関などがスロープを設置したり点字や手話などで情報を提供したりするなどの様々な配慮や工夫を行わないことは、過重な負担となる場合を除けば「障害を理由とする差別」にあたると思いますか（1つだけマルをしてください）

- 1 差別に当たると思う 2 どちらかといえば、差別に当たると思う
 3 どちらかといえば、差別に当たるとは思わない
 4 差別に当たるとは思わない 5 どちらとも言えない

回答の件数・割合

回答選択肢	件数	割合
1 差別に当たると思う	49件	13.4%
2 どちらかといえば、差別に当たると思う	100件	27.4%
3 どちらかといえば、差別に当たるとは思わない	59件	16.2%
4 差別に当たるとは思わない	94件	25.8%
5 どちらとも言えない	63件	17.3%
総計	365件	

回答の件数・市町ごと

回答選択肢	市町ごとの件数				
	平塚	秦野	伊勢原	大磯	二宮
1 差別に当たる	7件	—件	4件	18件	20件
2 どちらかといえ ば差別に当たる	22件	—件	11件	27件	40件
3 どちらかといえ ば差別に当たるとは思 わない	9件	—件	4件	19件	27件
4 差別に当たるとは思 わない	18件	—件	18件	17件	41件
5 どちらとも言 えない	13件	—件	11件	13件	26件

回答としては過重な負担がない前提における合理的配慮や環境整備の実施を行わなかった場合は「どちらかといえれば差別に当たる」と回答した事業者が約27%でもっとも多くなっていますが、障害当事者向けアンケートと同じく、どの回答も一定の比率を示しています。特に、合理的配慮や環境整備の実施をしなかったとしてそれが差別に当たるかどうかについては、「差別に当たる」「どちらかといえれば差別に当たる」と回答した事業者が約41%に対し、「差別に当たるとは思わない」「どちらかといえれば差別に当たるとは思わない」と回答した事業者も約42%となっており、障害当事者向けアンケートと同じく意見が二分されている状況です。

問4 企業や公共機関などが障害のある顧客・利用者や従業員などのためにスロープを設置したり点字や手話などで情報を提供したりするなどの様々な配慮を行うことについてどう思いますか（1つだけマルをしてください）

- 1 積極的に行うべきであると思う
- 2 過度な負担とならないように考慮して行うべきであると思う
- 3 行う必要はないと思う

回答の件数・割合

回答選択肢	件数	割合
1 積極的に行うべきであると思う（して欲しいと思う）	136件	37.4%
2 過度な負担とならないように考慮して行うべきであると思う	225件	61.8%
3 行う必要はないと思う	3件	0.8%
総計	364件	

回答の件数・市町ごと

回答選択肢	市町ごとの件数				
	平塚	秦野	伊勢原	大磯	二宮
1 積極的に行うべき	28件	—件	18件	45件	45件
2 過度な負担とならないように考慮して行うべき	40件	—件	29件	48件	108件
3 行う必要はない	0件	—件	1件	0件	2件

本設問の回答も障害当事者向けアンケートと同じ傾向であり、企業や公共機関などが合理的配慮や環境整備の実施を「積極的に行うべき」「過度な負担とならないように考慮して行うべき」と回答した事業者が約99%を占め、限りな

く意見の一致を見えています。比率でいえば、障害当事者向けアンケートでは「積極的に行うべき」「過度な負担とならないように考慮して行うべき」と回答した人が約91%ですので、事業者の方が高い比率となっています。

問5 貴社（法人・事業所）においては、障害のある人に対する配慮や援助を行っていますか（1つだけマルをしてください）

- 1 行っている 2 少しは行っている
3 行っていない 4 わからない

回答の件数・割合

回答選択肢	件数	割合
1 行っている	81件	22.8%
2 少しは行っている	118件	33.1%
3 行っていない	120件	33.7%
4 わからない	37件	10.4%
総計	356件	

回答の件数・市町ごと

回答選択肢	市町ごとの件数				
	平塚	秦野	伊勢原	大磯	二宮
1 行っている	20件	—件	14件	14件	33件
2 少しは行っている	26件	—件	17件	28件	47件
3 行っていない	18件	—件	12件	40件	50件
4 わからない	5件	—件	5件	8件	19件

事業者における配慮や援助の実施については、「行っている」「少しは行っている」と回答した事業者は約56%となっており、過半数を占めています。ただ、「少しは行っている」と回答した事業者が約33%、「行っていない」と回答した事業者が約34%となっており、拮抗しているほか、「わからない」と回答した事業者も約10%ある状況です。

4 アンケート結果の分析と今後の取組み

今回のアンケート調査の回答から分析される現時点の傾向と今後の取組みについては、次のとおりです。

(1) 低い差別認識件数

(傾向)

問1の障害者向けアンケートで差別されたと感じたことが「ある」、または「少しはある」との回答が約22%に対して、事業者向けアンケートでは、差別が「ある」「少しはある」との回答が57%であり、その比較を考えると、むしろ事業者の方が差別の存在を認識していると推測されます。

これは、湘南西部圏域における行政や事業者の取組みが進んでおり、障害者差別が起こりにくい体制が整っていると考えることもできますが、他方で、差別解消法の施行直後ということもあり、障害者自身が障害者差別や合理的配慮に関する認識が十分でなく、結果として差別がないと回答した可能性も考慮する必要があります。

また、当事者の約12%、事業者の約24%が「わからない」と回答しています。そもそも障害者差別とは何か、どのようなケースが差別に当たりうるのかなどに関する認識が深まっていない状況にある点にも留意する必要があります。

(今後の取組み)

差別解消法は今年度から施行された新しい法律であり、差別的取扱いや合理的配慮に関する考え方が障害者へ十分に周知されていないことも踏まえ、今後は、特に障害者団体等を対象とした周知を強化する取組みを推進します。その際には、障害者自身が認識しにくい差別や合理的配慮に関する情報も伝えることで、障害者自身による権利擁護（セルフアドヴォケイト）に留意することが重要となります。

また、事業所においては差別の認識が一定程度あることを踏まえ、障害者差別の解消に向けた具体的な方法について助言を行うなどを推進します。

(2) 事業所における好事例の水平展開

(傾向)

事業所向けアンケートにおいては、障害者差別の認識度が高い反面、事業者における配慮や援助の実施について「行っていない」と回答した事業者が約34%あったほか、「わからない」と回答した事業者も約10%ありました。

他方で企業や公共機関などが合理的配慮や環境整備の実施を「積極的に行う

べき」「過度な負担とならないように考慮して行うべき」と回答した事業者が約99%を占め、限りなく意見の一致を見ていることを踏まえると、障害者差別の解消に資する取組み（合理的配慮の提供など）の必要性はかなりのレベルで認識している反面、具体的な取組み内容が分からないために結果として配慮や援助が提供できていない可能性が示唆されます。

（今後の取組み）

事業者に対して差別解消法の概要等を周知することで障害者差別の解消に向けた認識をさらに深めるだけでなく、事業所における好事例（たとえば公共交通機関や小売店、飲食店における配慮事例）を他事業所へ水平展開することで、負担が過重でなく障害者にとっては有効と思われる配慮や援助の提供について具体的な検討を促す取組みを推進します。

（3）相談体制の整備

（傾向）

特に「わかりやすい版」の問5・問6においては、周囲の手助けで助かったと思った人が「ある」「少しはある」をあわせて約49%おり、周囲に求めたい手助けが「ある」「少しはある」と回答した人も約37%います。他方で周囲に求めたい手助けが「ない」と回答した人も約38%となっており、「自分でできることはするから手助けは必要ない」という人、また「今は介護者が手助けしてくれるから必要ない」など、必要な配慮や援助があるにも関わらず、それらへつながりにくい状況が見受けられます。

このような状況を放置すれば配慮を求めることへのハードルが上がり、相談につながらないことが「障害者への配慮は不要」という間違った認識につながってしまう可能性も考えられます。

（今後の取組み）

差別解消法では市町村に対して的確な相談対応を義務付けていることから、差別的取扱いに対する相談窓口の明確化、さらに気軽に合理的配慮の提供に関する相談にも応じることができる相談体制の構築を推進します。

参考：障害者差別解消法第14条（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

以上

湘南西部保健福祉圏域障害者差別解消支援地域協議会 構成員名簿

	法人等	所属	職名	
1	(福) 素心会	統括管理室	室長	
2	(特非) 平塚市精神障害者地域生活支援連絡会	ほっとステーション平塚	施設長	
3	(特非) 総合福祉サポートセンターはだの	障害福祉なんでも相談室	相談室長	
4	(福) 至泉会	すこやか園生活支援センター	主任相談支援専門員	
5	(福) かながわ共同会	秦野精華園	園長	
6	就労	国機関 平塚公共職業安定所 専門援助部門	統括職業指導官	
7	(福) 進和学園	障がい者就業・生活支援センター サンシティ	所長	
8	教育 特別支援学校	神奈川県立平塚盲学校	校長	
9		神奈川県立平塚ろう学校	校長	
10		神奈川県立平塚養護学校	校長	
11		神奈川県立湘南養護学校	校長	
12		神奈川県立伊勢原養護学校	校長	
13		神奈川県立秦野養護学校	校長	
14	当	(特非) 神奈川県障害者自立生活支援センター	理事長	
15	事	秦野市手をつなぐ育成会	会長	
16	者	地域活動支援センターすみれ	ピアサポーター	
17	社協	平塚市社会福祉協議会	事務局長	
18		市町社会福祉協議会	秦野市社会福祉協議会	事務局長
19		伊勢原市社会福祉協議会	事務局長	
20	市町	平塚市障がい福祉課	課長	
21		秦野市障害福祉課	課長	
22		伊勢原市障害福祉課	課長	
23		大磯町町民福祉部福祉課	課長	
24		二宮町健康福祉部福祉保険課	課長	
25	専門相談	平塚児童相談所	子ども相談課長	
26		神奈川県機関	平塚保健福祉事務所	保健福祉部長
27		平塚保健福祉事務所秦野センター 保健予防課	課長	
28	自立支援協	平塚市自立支援協議会	会長	
29		市町自立支援協議会	秦野市障害者支援委員会	会長
30		伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会	会長	
31		二宮町・大磯町自立支援協議会	会長	
32		湘南西部圏域自立支援協議会	湘南西部圏域地域生活ナビゲーションセンター	事務局
オブザーバー	(福) かながわ共同会	愛名やまゆり園	園長	
			地域支援部長	
	(福) 神奈川県総合リハビリテーションセンター	地域リハビリテーション支援センター		地域支援室長
				技師
	(福) 神奈川県社会福祉協議会	権利擁護推進部	部長	
	神奈川県機関	神奈川県発達障害支援センター	課長補佐	
神奈川県立総合療育相談センター		障害支援部長		
平塚保健福祉事務所保健福祉部		保健福祉部長 臨時主事		

※ 代理出席などにより、参加者が異なる場合があります